

No.	質問	回答
1	<p>事業目的には漁業関係者への理解醸成を目的としているが、事務局（受託者）は当事業の場の提供や検討会・勉強会・視察への参加調整を役目とし、漁業関係者への業務内容外の個別説明のための訪問等は含まれず、漁業関係者への合意形成までの業務は含まれないという理解でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。一方で、漁業関係者の課題意識に合わせた検討会・勉強会のテーマ設定・資料作成、外部アドバイザー・講師の選定・手配、課題解決策の提案など、洋上風力発電事業に係る深い知見に基づく理解醸成に向けたサポートについては受託者に期待するところとなります。</p>
2	<p>公募要領の「5.プロポーザル審査提案書等の提出」の(1)①ア.に、「責任者及び進行管理者を明記」とありますが、責任者と進行管理者の定義を確認したいです。例えば、業務実施上の責任者としては「統括責任者」や「照査責任者」、「技術責任者」等があると思いますが、ここで示す責任者は「統括責任者」のイメージでよろしいでしょうか。また、「進行管理者」とは実務を担い業務を進行する「技術責任者」のイメージでよろしいでしょうか。</p>	<p>責任者及び進行管理者として配置する提案者側職員の役職に特段の制限はありません。提案者側で受託業務を完遂する上で必要になると考える体制をご提案ください。</p>